

第 41 回全日本ジュニア馬場馬術大会 2024 実施要項

主催:公益社団法人 日本馬術連盟 運営:馬場馬術本部実行委員会

2024/1/23 発表

1. 期日 2024 年 9 月 28 日(土)~29 日(日)

2. 会場 日本中央競馬会馬事公苑

3. 競技種目および実施課目

第 1 競技 ヤングライダー馬場馬術選手権

- ①【規定演技】FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目 2009
- ②【自由演技】FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2006
- ①規定演技において、60%以上の最終得点率を獲得した人馬のうち、2 頭乗りの選手1名を除いた上位 15 選手が②自由演技に出場できる。(②自由演技に出場できる馬は 1 選手 1 頭に限り)
- ①規定演技と②自由演技における各人馬の得点率の合計により、選手権の順位を決定する。

第 2 競技 ジュニアライダー馬場馬術選手権

- ①【規定演技】FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009
- ②【自由演技】FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2006
- ①規定演技において、60%以上の最終得点率を獲得した人馬のうち、2 頭乗りの選手1名を除いた上位 15 選手が②自由演技に出場できる。(②自由演技に出場できる馬は 1 選手 1 頭に限り)
- ①規定演技と②自由演技における各人馬の得点率の合計により、選手権の順位を決定する。

第 3 競技 チルドレンライダー馬場馬術選手権

- ①【規定演技】JEF 馬場馬術競技第 3 課目 A2022
- ②【規定演技】JEF 馬場馬術競技第 3 課目 B2022
- ①規定演技において、2 頭乗りの選手1名を除いた上位 15 選手が②規定演技に出場できる。(②規定演技に出場できる馬は 1 選手 1 頭に限り)
- ①規定演技と②規定演技における各人馬の得点率の合計により、選手権の順位を決定する。

第 4 競技 U30 馬場馬術選手権

①【規定演技】FEI インターメディアイトⅡ馬場馬術課目 2009

②【規定演技】FEI グランプリ馬場馬術課目 2009

●①規定演技に参加した 2 頭乗りの選手 1 名を除いた選手が、②規定演技に出場できる。(②規定演技に出場できる馬は 1 選手 1 頭に限り)

●①規定演技と②規定演技における各人馬の得点率の合計により、選手権の順位を決定する。

第 5 競技 U30 インターメディアイトⅠクラス馬場馬術競技

①【規定演技】FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009

②【規定演技】FEI インターメディアイトⅠ馬場馬術課目 2009

●①規定演技に参加した 2 頭乗りの選手 1 名を除いた選手が、②規定演技に出場できる。(②規定演技に出場できる馬は 1 選手 1 頭に限り)

●①規定演技と②規定演技における各人馬の得点率の合計により、第 5 競技の順位を決定する。

4. 出場順

- 1) 各①競技の出場順は、本大会実行委員会が原則、ランキング順に数カテゴリーに分け、その中で抽選を行い決定する。但し、競技を複数の馬場で同時進行するため、重複した選手・馬匹の出場順を調整する場合がある。
- 2) 各②競技の出場順は、各①競技成績のリバースオーダーを基本とする。
- 3) 競技を複数の馬場で同時進行するため、出場順を調整する場合がある。

5. 参加資格

- 1) 選手は、参加申し込み時において日本馬術連盟の登録会員で、かつ日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上の取得者であること。
- 2) 選手は 2024 年 12 月 31 日時点で次の年齢であること。

U30	: 20 歳～30 歳
ヤングライダー	: 16 歳～22 歳
ジュニアライダー	: 14 歳～18 歳
チルドレンライダー	: 10 歳～16 歳
- 3) 馬匹は、参加申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- 4) 日本馬術連盟の登録会員でない団体は、所属の名称として使用できない。

6. 参加条件

- 1) 実施要項の内容を確認の上、同意した団体・個人のみが参加を申し込むことができる。
- 2) 選手は第 1 競技・第 2 競技・第 3 競技・第 4 競技に重複して申し込むことはできない。
- 3) 同一競技への出場は 1 選手 2 頭を限度とする。

- 4) 馬匹の出場は同一競技 1 回限りとする。
- 5) 異なる競技での同一馬の出場は可能である。
- 6) 2023 年 8 月 7 日から 2024 年 8 月 12 日までの公認競技会における各クラスの人馬ランキング※に基づき、以下に示す数の上位馬匹に出場権を与える。なお、出場辞退があった場合は、参加条件を満たす範囲で下記リザーブ頭数分順次繰り上げる。
※各クラスの人馬ランキングポイントは、2024 年 8 月 12 日時点で登録がある馬匹を対象に、対象期間に実施された公認競技会における成績に基づき算出する(全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程参照)。
- 7) 第 1 競技・第 2 競技・第 3 競技については、上記対象期間の人馬ランキングにおいて、規定平均が 55%以上で、かつ各選手権課目①②の出場実績(順位が与えられている)があること。
- 8) 第 4 競技については、出場実績は問わない。人馬ランキング未掲載でも可。
- 9) 第 5 競技については、上記対象期間の人馬ランキングにおいて、①と②それぞれで 1 回の出場実績(順位が与えられている)があること。

【競技別出場枠数】

競技		出場枠数	リザーブ数
第 1	ヤングライダー馬場馬術選手権	40	27
第 2	ジュニアライダー馬場馬術選手権	40	27
第 3	チルドレンライダー馬場馬術選手権	40	27
第 4	U30 馬場馬術選手権	10	5
第 5	U30 インターメディアイト I クラス	10	5

※第 4 競技の第 1 位～第 3 位までの人馬のうち、グランプリ課目で 58%以上を獲得した人馬については、第 75 回全日本馬場馬術大会 2023 Part I 第 1 競技 全日本馬場馬術選手権に出場する権利が与えられる。

※第 5 競技の第 1 位～第 3 位までの人馬については、第 75 回全日本馬場馬術大会 2023 Part I 第 3 競技 インターメディアイト I クラス馬場馬術競技(予選)または、第 4 競技 セントジョージクラス馬場馬術競技(予選)に出場する権利が与えられる。

7. 競技会規程

- 1) 日本馬術連盟競技会規程令和 6 年度版、日本馬術連盟獣医規程最新版による。
- 2) 第 1 競技・第 4 競技・第 5 競技の出場馬匹は、競技実施日の当該競技出場選手以外の騎乗を禁止する。

8. 参加料

- 1) 選手参加料 22,000 円/1 人馬
●参加料の内、1 競技あたり 2,000 円を任意のオリンピック協賛金とする。
- 2) 馬匹参加料 17,000 円/1 人馬

- 3) 振込先 三菱 UFJ 銀行 本店(001) 普通
 (口座番号)2427365
 (名義)馬場馬術本部実行委員会 公益社団法人 日本馬術連盟

- 参加料の納入は、銀行振込のみとする。
- 一度納入した参加料は、競技に出場しない場合でも返却しない。ただし、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りでない。

9. 申込方法および締め切り

- 1) 参加申込は、出場権獲得人馬およびリザーブ対象人馬発表よりオンラインで受付し、リザーブ対象人馬も含めて、2024年8月22日(木)までとする。
- 2) 申込に不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。
- 3) 申込締切後、出場人馬が発表された後にキャンセルした場合は、キャンセルが入金締切日の前であっても、参加料を支払わなければならない
- 4) 各②競技への申込みは、各①競技の結果発表から30分以内にキャンセルの申し出があった人馬以外は自動的に申込みをしたものとみなす。

10. 宿泊

- 1) 選手および選手関係者の宿泊は各自手配すること。
- 2) 厩舎地区は禁煙とし、会場内とその周辺でのテント設営、自炊、火器の使用は認めない。
- 3) 1団体につき1名まで、馬取扱人(ただし、男性に限る)はオペレーションセンター内の休憩施設を利用することができる。希望者はオンラインエントリー時に、備考欄に氏名、滞在期間を入力して申し込むこと。
※休憩施設の詳細は2024年度「JRA馬事公苑施設の利用心得」を参照ください。

11. 参加馬の入厩および退厩

- 1) 滞在できる期間は、2024年9月27日(金)～9月29日(日)とする。
- 2) 原則として大会期間中の入厩時間は、9月27日(金)の8:00～16:00とする。申込時に到着予定時刻を申告すること。尚、入厩当日の準備運動馬場開放時間は、8:30～17:00とする。
- 3) 入厩にあたって、2024年度「JRA馬事公苑施設の利用心得」を厳守すること。
- 4) 競技開催中は、馬運車の移動は原則出来ない場合がある。
- 5) 入退厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行うこと。
(入退厩手続きについては、決定次第発表する)
- 6) 参加馬は、主催者から提供された馬番号を、競技の間を通じて装着しなければならない。

12. 馬糧・敷料

- 1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。

2) 敷料は、馬事公苑より指定されたチップのみとし、実行委員会が手配する。

13. 馬の防疫

- 1) 令和 6 年度の「公益社団法人日本馬術連盟 馬インフルエンザ予防接種実施要領」および「JRA 馬事公苑入厩要件」双方を満たした接種証明が掲載された馬の健康手帳を携行すること。
- 2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前 1 週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- 3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- 4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3 ヶ月)の馬匹は出場できない。
- 5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

14. ホースインスペクション

本大会では、ホースインスペクションは実施しない。

15. ドーピング検査

- 1) 本大会に参加する全ての人馬を対象として、規程に則りドーピング検査を行う予定である。
- 2) 馬匹の管理責任者は、競技会での馬匹の騎乗者(競技者)とし、厩舎地区の保安管理の如何を問わず、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。

16. 打合せ会

- 1) 打ち合わせ会は行わない。放送や特設サイトに十分注意すること。

17. 表彰式

- 1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- 2) 表彰式には原則として選手が正装で参加すること。正当な理由なく参加しない場合は入賞の資格を失う。なお、選手が参加できない場合は代理を可とするが、その場合も正装で参加すること。

18. 褒章

- 1) 全ての競技と実施課目で表彰を行う。
- 2) 第 1 競技①・②、第 2 競技①・②、第 3 競技①・②、第 4 競技①・②は第 1 位の選手に賞状を贈り、上位 1/4 までに馬リボンを贈る。
ただし、出場人馬が 20 組以下の場合、6 位までを入賞とする。
- 3) 各選手権競技は、第 10 位までを入賞とし、第 1 位の選手に賞杯、第 1 位から第 3 位までの選手に賞状・メダル・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。

4)各選手権競技の優勝者の賞典は下記による。

第 1 競技 ヤングライダー馬場馬術選手権	日本馬術連盟会長賞 城戸賞 日本中央競馬会賞 エルメス賞
第 2 競技 ジュニアライダー馬場馬術選手権	日本馬術連盟会長賞 日本中央競馬会賞
第 3 競技 チルドレンライダー馬場馬術選手権	日本馬術連盟会長賞 日本中央競馬会賞
第 4 競技 U30 馬場馬術選手権	日本馬術連盟会長賞 日本中央競馬会賞

5)第 5 競技は第 6 位までを入賞とし、第 1 位から第 3 位までの選手に賞状・メダルを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。

6)入賞した馬匹の所有者に対し、飼育奨励金を支給することがある。

19. 自由演技課目に使用する音楽 CD

1)自由演技課目に使用する音楽 CD については、録音利用明細書(一般社団法人日本レコード協会、一般社団法人日本音楽著作権協会 共通様式)を大会主催者に提出する。オリジナル曲の場合も必ず提出する。

尚、録音利用明細書については、当連盟ホームページからダウンロードする。

2)録音利用明細書については、自由演技(第 1 競技②、第 2 競技②競技)に出場を考えている選手は大会の申込締切日までに日本馬術連盟の下記アドレスにメールで提出する。

music@equitation-japan.com

3)音楽 CD については、大会会場において音合わせ時に、音合わせ会場にて提出する。その際の CD には、選手名、馬匹名、種目名を明記し、バックアップ 1 枚を含む計 2 枚を提出すること。

4)CD の表面にシール等の添付、または汚れが付着している場合は、機械が読み取れないことがある為、気をつけること。

5)CD 作成にあたっては、使用する楽曲のみを保存し、入場曲付きとすること。使用媒体は CD のみとする。

20. 海外強化合宿

海外強化合宿の実施については、別途、案内する。

21. その他

1)場内で競技に差し障りのない場所を選定し、報道関係者等による写真・ビデオ撮影を行う。

- 2) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- 3) 選手は、健康保険証(またはそれに代わるもの)、乗馬登録証および馬の健康手帳を持参すること。
- 4) 選手は、何らかの傷害保険に加入していること。
- 5) 事故のないように十分注意すること。万が一の場合、応急措置は講ずるが大会実行委員会および主催者はその責を負わない。
- 6) 会場に入場する全ての人を対象に、主催者が決定する新型コロナウイルス感染症対策の順守を必須とする。
- 7) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- 8) 厩舎地区およびその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- 9) 厩舎地区およびその周辺は火器厳禁とする。
- 10) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- 11) 競技会場・主催者が定める遵守事項を遵守すること。
- 12) 一般車及び馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。厩舎地区は全面駐車禁止とし、車両は定められた駐車場を利用すること。
- 13) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- 14) 主催者からの情報発信は、基本、日本馬術連盟ウェブサイト・大会専用ウェブサイトのみとするため、掲載の案内に注意すること。
- 15) 当連盟、および当連盟が許可した報道機関または提携事業者が撮影する映像(写真・動画)が、放映およびインターネット配信を含む各種媒体に掲載されることがある。
- 16) 当連盟が許可した写真事業者によって撮影された写真が「参加者向け写真販売サービス」で販売されることがある。これらの肖像権に関する事項は、本大会にエントリーした時点で、上記取り扱いに関して承諾したものとする。
- 17) 本大会における競技またはインスペクション等競技に関連して生じる肖像権は、すべて当連盟に帰属する。